

非常通信協議会の概要

1 目的

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法第74条に規定する通信(非常の場合の無線通信)の円滑な実施を確保することを目的として設立。(平成7年4月からは有線系の通信も所掌。)防災基本計画及び国民の保護に関する基本指針にも規定されている。

2 組織

現在、全国で23協議会が設置されており、合計2,109機関(国、地方公共団体、電気通信・放送事業者、電力会社、大手免許人等非常通信に関係の深い機関)で構成。

非常通信協議会の構成 (平成27年2月28日現在)

協議会名	組織数等	構成員数
中央非常通信協議会	1組織(総務本省内に設置) 会長:局長 結成区域:全国 委員長:電波部長 幹事長:重要無線室長	39
地方非常通信協議会	11組織(地方総合通信局単位に設置) 結成区域:各総合通信局等の所管区域 会長:地方局長	1,748
地区非常通信協議会	11組織(四国地方及び九州地方の県単位に設置)	322
合計	23組織	2,109

3 活動

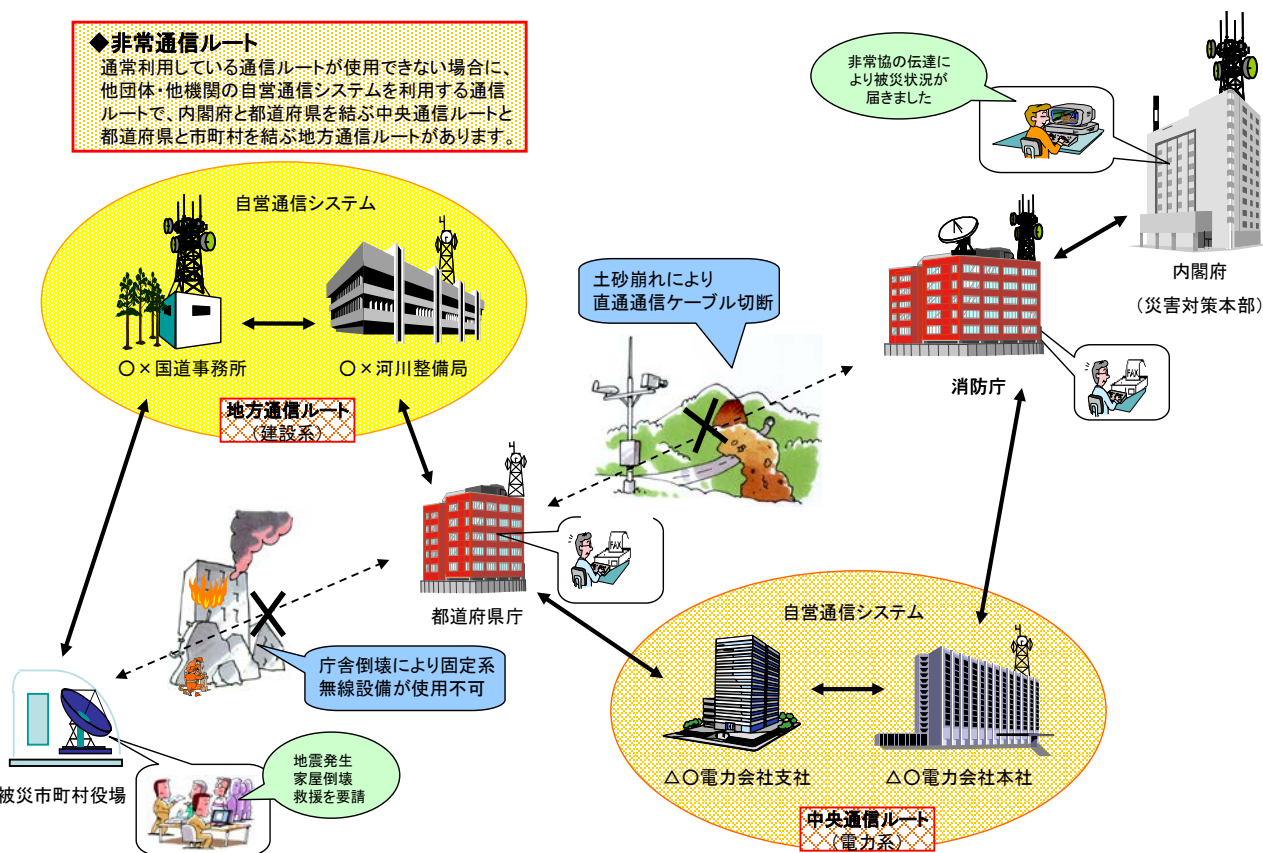
- (1) 非常通信訓練の実施
- (2) 非常時における非常通信の確保等
- (3) 表彰の実施
- (4) 周知・啓発活動の展開
- (5) 地方通信ルートの策定

非常通信協議会の概要

非常通信ルートのイメージ

◆非常通信ルート

通常利用している通信ルートが使用できない場合に、他団体・他機関の自営通信システムを利用する通信ルートで、内閣府と都道府県を結ぶ中央通信ルートと都道府県と市町村を結ぶ地方通信ルートがあります。



(国関係機関)

気象庁、消防庁、海上保安庁、警察庁、防衛省、国土交通省、内閣府他

(電気通信事業者)

東・西日本電信電話、KDDI、ソフトバンクテレコム、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、スカパーJSAT 他

(放送事業者)

日本放送協会、TBSテレビ、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、東京メトロポリタンテレビジョン等地上テレビジョン放送事業者、ラジオ事業者 他

(地方自治体)

全都道府県、政令指定都市 他

(その他)

電源開発・東京電力、東京ガス等公益事業者、JR 東日本等鉄道事業者 他